

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

内子町長

## 公表日

令和8年3月27日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理・被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付等を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>・資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書等に関する事務</li> </ul> <p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理・被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付等を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。</li> <li>・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</li> </ul> <p>国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたこと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険システム</li> <li>2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ)</li> <li>3. 中間サーバ</li> <li>4. 国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>5. 市町村事務処理標準システム</li> <li>6. 医療保険者等向け中間サーバ等</li> </ol>

## 2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険資格情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一30の項 ・第9条第2項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条</li> </ol> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</li> <li>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第24条</li> <li>3. 国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項</li> </ol>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)に「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)に「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	内子町住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>内子町企画情報課</p> <p>郵便番号:795-0392</p> <p>住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地</p> <p>電話番号:0893-44-6151</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>内子町住民課</p> <p>郵便番号:795-0392</p> <p>住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地</p> <p>電話番号:0893-44-6152</p>
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[      ]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーを取得するように努めるとともに、申請者からマイナンバーの提供が受けられない場合は、4情報又は住所を含む3情報による住基ネット照会を行い、記録を残すこととしている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書を記入してもらう際には必要な項目のみ記入するように対応している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 三根生憲一	住民課長 亀岡 弘	事後	時点修正
平成29年4月3日	I. 1. ②事務の概要	追記	平成30年度からは都道府県単位で被保険者の資格管理を行うため、以下の業務でも特定個人	事後	事務の追加による修正
平成29年4月3日	I. 1. ③システムの名称	追記	4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム	事後	システムの追加による修正
平成29年7月27日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年7月27日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 亀岡 弘	住民課長	事後	記載要領の変更に伴う修正
平成31年4月15日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年12月17日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2020/4/1	2020/12/17	事後	再評価の実施
令和3年12月24日	I. 1. ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理・被保険者証(上記の続き)	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出(上記の続き)	事後	記載内容の見直し
令和3年12月24日	I. 1. ②事務の概要	2. 高額該当回数の引き継ぎ業務	国民健康保険に関する事務において、情報提供「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に	事後	記載内容の見直し及びオンライン資格確認に関する事務をオンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年12月24日	I. 1. ②事務の概要	追記	(上記の続き)	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年12月24日	I. 1. ②事務の概要	追記	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年12月24日	I. 1. ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携	事前	オンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年12月24日	I. 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年12月24日	I. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
令和3年12月24日	I. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	追記	3. オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項(利用目的：情報連携	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年12月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年12月17日時点	2021/12/2	事前	
令和3年12月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年12月17日時点	2021/12/2	事前	
令和3年12月24日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取	委託しない	十分である	事前	
令和3年12月24日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	十分である	事前	
令和8年3月27日	I. 1. ②事務の概要	被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書等に関する事務	事後	
令和8年3月27日	I-7	内子町総務課	内子町企画情報課	事後	
令和8年3月27日	I-8	内子町総務課	内子町住民課	事後	
令和8年3月27日	II-1,2	令和3年12月2日時点	令和8年3月2日時点	事後	
令和8年3月27日	IV-1～9	1～9項目	2項目を追加し1～11項目に変更	事後	